

事業主非協力でも支給

休業支援金 厚労省が基準策定へ



宮本議員と 労組に回答

休業手当が支払われない

中小企業の労働者が申請でき
る「コロナ休業支援金」の
支給がすすまない問題で
厚生労働省は22日、事業主
が休業を指示したと認めな

いなど申請に協力しない場
合でも、労働局の判断で支
給決定する判断基準を作成
し、支給を進めていく考え
を明らかにしました。

↓関連⑥面

首都圏青年ユニオンと江
東区労連、東京地評、全労
連、日本共産党の宮本徹衆
院議員の要請に答えまし
た。

同支援金は予算5400
億円に対し、支給決定25
0億円(10月15日時点)と
わずか5%未満。事業主が

「勤務シフトを作成してい
ないだけだ」「商業施設の
閉鎖で休業は指示していな
い」などと申請に協力しな
いことが大きな原因です。

判断基準策定により迅速な
支給が大きく前進します。

同支援金をめぐり東京労
働局が、事業主と連絡が取
れない場合は不支給とする
通知を出しています。この

日の要請で労組側が撤回を
求めたのに対し、厚労省は
「本省は指示していない。
回答がないからと不支給と

すべきではない」と事実上
撤回しました。

宮本氏は、「コロナで困
っている人は全員救うべき
だ」と強調しました。厚労

省は判断基準として「日々
雇用やシフト、商業施設閉

鎖など、労働者が責務を負
わない事業主の休業指示に
近いと思われるケース」を

あげました。

すでに不支給とされたケ
ースでも判断基準で救済措
置を検討すると答えまし
た。

2カ月待ち不支給■会社が協力しない

休業支援金

首都圏青年ユニオン、江東区労連、東京地評、全労連と日本共産党の宮本徹衆院議員は22日、休業手当が支払われていない中小企業の労働者が申請できる「コロナ休業支援金」の支給決定をすすめるよう厚労省要請を行いました。

交通整備をしている60代の男性は、8月に申請したにもかかわらず、東京労働局から事業主への調査1カ月で回答がないか連絡が取れない場合は「不支給」との通知を受けました。男性は「上からの通達だと言われた」と訴えました。

宮本氏は「事業主が回答しなければ不支給ということ自体が不適切だ。削除すべきだ」と強調。厚労省の担当者は「1カ月たったら自動的に不支給

中小企業の労働者 実態切々と



という指示をしていない」と事実上撤回しました。

飲食店で働く20代の女性2人は「2カ月休業したのに、会社は、緊急事態宣言による商業施設の閉鎖が原因で勤務

厚労省が改善約束

厚労省の担当者（右側）に要請する労働組合の人たちと日本共産党の宮本徹衆院議員（左側前列奥）22日、衆院第一議員会館
シフトを組んでいないので、会社の休業指示ではないといって、申請に協力しない」と訴えました。

厚労省は「商業施設閉鎖やシフトは労働者の責任ではない」と指摘。事業主が認めなくても支給決定できる判断基準に取り入れる考えを示しました。不支給決定が出た場合も新基準での救済措置を検討すると答えました。

また、事業主が「仕事のあるときだけ雇用している」など「日雇い」扱いにして休業を否定する場合があります。厚労省は「雇用関係がいまいちなケースでも、支給できる事例を積み重ねて運用面のできることをしたい」と答えました。